

**令和8年度道計委第8号 道の駅「(仮称) 蒲原」運営事業者選定支援業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この実施要領は、「令和8年度道計委第8号 道の駅「(仮称) 蒲原」運営事業者選定支援業務」の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度道計委第8号
道の駅「(仮称) 蒲原」運営事業者選定支援業務

(2) 業務内容

本業務は、道の駅「(仮称) 蒲原」の供用開始に向け、E0I 方式による運営事業者の選定を実施するため、実施方針、管理運営基準書、業務仕様書及び募集要項等の作成、公募手続きにおける質問回答・個別対話支援、運営事業者選定支援並びに契約移行支援を行うものである。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 契約上限金額（概算事業費）

22,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限額とする。

(5) 支払方法

業務完了後の一括払い

(6) 関連資料の閲覧

次の計画について、ホームページで確認することができる。

- ① 静岡市道の駅基本構想（静岡市ホームページ）
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9847/s013030.html>
- ② 道の駅整備事業「トライアルパーク蒲原」（静岡市ホームページ）
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9847/s001374.html>
- ③ 国道1号富士川周辺における休憩・防災機能強化に向けた検討会
（国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所ホームページ）
<https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukoku/torikumi/fujikawa-bousai/>
- ④ （仮称）道の駅「蒲原」の整備に向けて（基本構想・基本計画）（静岡市ホームページ）
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9847/s013032.html>

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

プロポーザル参加者は、申請日から見積執行（聴取）日までの間、次に掲げる要件をすべて満たす法人であること。なお、本業務の実施においては JV やグループ提案は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

でないこと。

- (3) 直近の一年間において、消費税及び地方消費税並びに静岡市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 申請日から入札執行日まで静岡市入札参加停止等措置要綱（平成 24 年 4 月 1 日施行）による入札参加停止措置の期間中の者でないこと。
- (6) 地方公共団体が発注し、平成 28 年 4 月 1 日から本プロポーザルの参加申請日までに完了した、次に掲げる業務のいずれかについて、元請としての実績を 1 件以上有すること。
- ・ 道の駅の運営事業者選定支援に関する業務
 - ・ 指定管理者制度、PPP/PFI、DBO 又は EOI 方式等による、公共施設の運営事業者選定支援に関する業務。

4 選定スケジュール

選定スケジュールは、以下のとおりとする。

内容	期間	注意事項
公表	令和 8 年 10 月 19 日（月） 8 時 30 分	市ホームページで公表する。
質問受付	令和 8 年 10 月 19 日（月） 8 時 30 分から令和 8 年 10 月 26 日（月） 17 時まで	質問書【様式 5】に記載の上、電子メールで提出すること。電話・FAX 等での質疑応答は行わない。
質問に対する回答	令和 8 年 10 月 29 日（木）	質問者に対し、電子メールで送付するとともに、ホームページで公開する。
企画提案書提出（プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む）	令和 8 年 11 月 17 日（火） 17 時まで（必着）	郵送又は持参すること。 提出場所：静岡市建設局道路部道路計画課（静岡市役所 静岡庁舎新館 6 階）
審査結果の通知（予定）	令和 8 年 12 月 4 日（金）以降	参加者全てに通知する。
見積執行、契約締結	令和 8 年 12 月 11 日（金）	
契約候補者とならない者が説明を求めたときの説明要求期限	令和 8 年 12 月 18 日（金） 17 時まで	
説明要求に対する回答	令和 8 年 12 月 18 日（金）	

5 提出書類等

- (1) プロポーザル参加申請書【様式1】(1部)
- (2) 会社概要書【様式2】(1部)
- (3) 同種業務実績報告書【様式3】(1部)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】(1部)
- (5) 商業登記簿謄本(1部)※コピー可
- (6) 貸借対照表、損益計算書(直近1年度分)(1部)※コピー可
- (7) 納税証明書(申請日前3ヶ月以内に証明されたもの)
 - ① 消費税納税証明書(1部)その3又はその3の3
 - ② 市民税納税証明書(1年度分:1部ずつ)
- (8) 企画提案書(紙媒体9部、データ1部)
- (9) 見積書(1部)

6 企画提案書について

企画提案書を作成するに当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 書式
 - ① 用紙サイズはA4版を基本とし、縦横いずれも可とする。
 - ② 企画提案書は、紙媒体9部(正本1部及び副本8部)及び電子媒体(CD-R)1部を提出すること。
 - ③ 電子媒体に保存するファイル形式は、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excel、PDF形式とすること。
 - ④ 提案書のページ数制限は設けないが、図や文字については見やすさに留意し、過度に小さなサイズを使用しないこと。
 - ⑤ 紙媒体については、散逸しない形で綴ること。

7 質問書について

本実施要領公表の日から契約予定者の選定の日まで、いかなる者からの公募及び選定に関する直接の問合せも受け付けない。本実施要領及び仕様書(案)の内容についての質問は、「質問書(様式5)」により事務局宛てに電子メールで送付すること。電子メールを送付したときは、その旨を電話連絡し受信を確認すること。なお、電話やファックスによる質問は受け付けない。また、本業務に関する説明会は行わない。

8 選定

(1) 応募者の取扱い

応募者の名称は、公表しない。ただし、契約予定者を選定した際は、その名称等について公表する。

(2) 審査方法

期日までに提出された企画提案書等について、プロポーザル審査会において、【別表1】に定める審査の視点に基づき、各提案項目を評価する。業務遂行に関する事項については事務局が採点

し、企画提案に関する事項については各審査委員の評価点の平均により算出する。両者を合計した得点（100点満点）を応募者の得点とする。なお、本プロポーザルにおいては、ヒアリングやプレゼンテーションは行わず、応募者から提出された書類をもって審査する。

（３）要求水準を満たさない場合

次に該当する応募者は、本業務を適切に履行するために必要な要求水準を満たさないものとし、契約予定者として特定しない。

- ・ 企画提案に関する各評価項目のいずれかについて、採点を行った委員の半数以上が０点と評価した場合。ただし、独自提案（業務提案③）に関する項目についてはこの限りではない。

（４）選定方法

（３）に定める要求水準を満たした応募者のうち、最高得点を得た者を本業務の契約予定者とする。ただし、最高得点を得た者が複数いた場合は、見積金額の最も低い者を選定する。さらに見積金額が同額の場合は、くじ引きで選定する。

なお、最高得点を得た者と協議が整わない場合など契約に至らない場合は、次点者と協議する。

（５）応募が一者であった場合の取扱い

応募が一者であった場合でも、書類審査を行い、（３）に定める要求水準を満たす場合に限り、その者を契約予定者として選定する。

（６）選定結果通知

選定結果は、令和８年１２月４日（金）以降に通知する予定である。契約予定者として選定された者には「選定通知書」を、契約予定者として選定されなかった者には「非選定通知書」を送付する。

選定結果通知書及び非選定通知書には、応募者自身の得点及び他の応募者の得点を、法人名を伏せて記載する。なお、選定結果等の問合せには応じない。

（７）評価結果の公表

審査結果について、各応募者の評価項目ごとの評価点、合計点及び順位を記載した評価表をホームページで公表する。なお、応募者の名称については、選定された者のみ公表する。

９ 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- （１） 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- （２） 契約上限金額を超える見積金額を提示した場合。
- （３） 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- （４） その他この書面に示した条件に適合しない場合。

10 契約手続等

選定結果の通知後、候補者と速やかに契約内容を調整し、見積執行を行った上で、随意契約を締結する。

11 その他

- (1) 提出された書類等は、返却しない。
- (2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差替え又は再提出は認めない。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表してはならない。
- (5) 本市は、提出書類について、選定手続に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の利益を害すると認められるもの等の不開示情報を除き、開示請求者に開示する。

12 事務局（問合せ先）

〒420 - 8602

静岡県静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所 静岡庁舎 新館6階）

静岡市建設局道路部道路計画課 企画係 担当者：鏡味

電 話：054 - 221-1239

メール：dourokeikaku@city.shizuoka.lg.jp

【別表１】 提案内容及び審査の視点

審査項目	提案内容	審査の視点	配点
業務遂行に関する事項 (20)	業務実績	指定管理者制度、PPP/PFI、DBO又はEOI方式等による道の駅の運営事業者公募・選定支援に関する業務実績を有しているか。	10
	配置予定業務責任者	配置予定の業務責任者の経歴が、道の駅「(仮称) 蒲原」運営事業者選定支援等業務に合致したものか。	5
	実施体制	業務内容を理解し役割が整理された体制となっているか。 本市との打合せ連絡が速やかに実施できる体制が整っているか。	5
企画提案に関する事項 (80)	実施方針	業務目的及び業務内容等を踏まえ、EOI方式による運営事業者選定の特性を理解した上で、業務への取組に関する考え方が明確に示され、仕様書の内容と整合した適切な実施方針であるか。	10
	実施プロセス	仕様書の内容を踏まえ、業務の進め方がわかりやすく整理されているか。 業務の手順が具体的であるか。	20
	業務提案① 公募条件・資料	・基本計画を踏まえ、公募条件及び各種公募資料の作成方針が具体的に示されているか。 ・指定管理料等の算定に必要な前提条件及び算定方法が適切に整理されているか。 ・個別対話及び質問回答の結果を公募資料へ反映する手順が具体的に示されているか。 ・参加資格要件、提出書類及び評価項目を一体的に整理する提案であるか。 ・本市が把握・整理した地元意見を、管理運営基準書等へ適切に反映する方法が具体的に示されているか。	30
	業務提案② 審査委員会・契約移行	・審査委員会の全体スケジュール、議題、資料構成等を適切に整理し、委員会を円滑に運営するための支援方法が具体的に示されているか。 ・協定書（案）、契約書（案）及び事業者選定基準（案）の作成に当たり、法務確認を含め、事業者選定手続へ円滑に移行できる提案であるか。	15
	業務提案③	事業の質向上につながる独自の提案があるか。	5